◎調達機関番号　824　◎所在地番号　23
1　改正された規則の名称等　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター政府調達に関する協定等に係る物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（http://www.ncgg.go.jp/ncgg-overview/documents/tokurei20190123.pdf　参照）
2　この公表に関する問合わせ先
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター財務経理課　調達企画室長
ＴＥＬ0562―46―2311

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成31年２月６日　国立大学法人岐阜大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　21
1　改正された規則の名称等
国立大学法人岐阜大学政府調達事務取扱規程（http://www.gifu-u.ac.jp/about/financial_affairs/procurement/zaimu_seifutyoutatu.pdf参照）
2　この公表に関する問合わせ先
国立大学法人岐阜大学財務部財政課
ＴＥＬ058―293―2094

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成31年２月６日
国立大学法人兵庫教育大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　28
1　改正された規則の名称等　国立大学法人兵庫教育大学政府調達事務取扱規程（https://www.hyogo-u.ac.jp/files/seihu_tyotatu_kitei.pdf　参照）
2　この公表に関する問合わせ先
国立大学法人兵庫教育大学総務部財務課契約チーム
ＴＥＬ0795―44―2025

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成31年２月６日
日本たばこ産業株式会社
◎調達機関番号　108　◎所在地番号　13
日本たばこ産業株式会社政府調達事務手続
第１条（趣旨）
略
第２条（定義）
略
第３条（適用範囲）
略
第４条（参加のための条件）
契約責任者は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。
第５条（競争参加資格に関する審査等）
略
第６条（一般競争の公告）
略
第７条（一般競争について公告をする事項）
略
一～七　略
八　第12条に規定する文書の交付に関する事項
九　略
２～３　略
第８条（指名競争の公示等）
契約責任者は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第６条第１項の規定の例により、公示をしなければならない。
２～４　略
第９条（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）
略
２　契約責任者は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、資格を有すると認められる者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、第８条第３項に規定する事項及び同条第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
３　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては第７条第１項第二号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
４　略
第10条（郵便等による入札）
略
第11条（技術仕様）
契約責任者が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。
一　契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
二　客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。
２　契約責任者は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。
第12条（入札説明書の交付）
略
一　第７条又は第８条第２項の規定により公告又は公示するものとされている事項（ただし、第７条第１項第八号に掲げる事項を除く。）
二～六　略
第13条（落札）
契約責任者は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した者に確認を求めることができる。
第14条（随意契約によることができる場合）
略
一～五　略
六　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第４条から前条までの規定により締結されるものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第７条の公告又は第８条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
七　略
第15条（落札者の決定に関する通知等）
略
２　略
一～六　略
七　一般競争又は指名競争によることとした場合には、第７条の規定による公告又は第８条の規定による公示を行った日
八～九　略
第16条（一般競争又は指名競争に関する記録）
略
一～四　略
五　第９条第４項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
六　略
第17条（随意契約に関する記録）
略
第18条（苦情の処理）
略
附　則
1　この手続は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。
2　この手続は、この手続の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。

第明治三十五種郵便物認可
平成三十一年三月三十一日

発行所　〒一〇一―〇〇六四　東京都千代田区神田猿楽町二丁目四番五号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3887）4294
定価　一カ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　二六〇円（本体二四一円）　（配送料別）